

2018 年度 法学部 FD 活動報告

法学部では、大学および法学部の自己点検・評価委員会と連携しつつ、授業の内容および方法の改善を図り、教員の教育指導能力を高め、もって法学部における教育活動の質的向上を図ることを目的とした組織的な研修・研究プログラムを実施してきた。2018 年度の主な活動内容は以下の通りである。

1. 演習関連の活動

2018 年度法学部 FD 活動方針において、演習関連の課題として、次の 3 つの柱が立てられていた。

①ベーシック演習の共通テキストである『テキスト&マテリアルズ 2018』及び『利用の手引き』につき、ゼミの教育内容の統一及び改善の観点から、引き続き内容の充実に努める。また、全体講義についても、導入教育としての役割を踏まえつつ、法科大学院との連携を図りながら、より良い内容を検討していく。

②キャリア教育について、「ベーシック演習」、「ミドル演習」との連携（授業の振替や、教員による事前・事後の指導）を強化することにより、法学部キャリア教育への低年次生の参加をさらに促進する。3 年次生対象には、低年次生とは異なり法学部独自のキャリア教育プログラムは実施していないが、キャリアサポートプログラム及び就職プログラムの利用を「アドバンスト演習」等を通じて促す。

③2～4 年次の演習について、とりわけ、a) 2017 年度より演習が設定されていない 2 年次春学期の学びについて、b) 同じく 2017 年度より 4 年次春学期に開講されている「アドバンスト演習 C」での学びについて、実施状況の検証を踏まえ、将来の制度改革に向けた検討をおこなう。

これら 3 つの柱に関して、次のような結果となっている。

①に関しては、法学部自己点検・評価委員会における検討に基づき、『テキスト&マテリアルズ 2018』および『利用の手引き』について、取り扱う内容の変更や資料の差替え、設問の見直し等の対応を各担当者が適宜におこない、2019 年度版を作成した（2019 年 3 月 31 日の入学前ガイダンスにおいて、2019 年度新入生 244 名に配布済）。

「ベーシック演習」の全体講義は、2018 年度は合計 7 回実施された。内容としては、法の基礎理論やキャリア教育に関するものに加え、法科大学院と法学部との教育連携という観点から、南山大学出身の弁護士による全体講義が実施された（2018 年 12 月 19 日）このように、全体講義は、1 年次生が法学・政治学に関する基礎的な理解を得る等の場となるだけでなく、学びの先にどのような進路があるのかを考えるきっかけとして有意義な内容となっている。

②に関して、1 年次生については、Q1 の「ベーシック演習 A」、Q4 の「ベーシック演習

D」の全体講義として、「学科別学び方講座」（2018年4月18日）、「キャリア入門—キャリアを考えよう！—」（2018年11月21日）を、それぞれ全学のキャリアサポートプログラムと連携して実施した。また、前述の弁護士による全体講義についても、法学部生として自らの進路を考える機会となり、キャリア教育に資するところが大きい。

2年次生については、Q1・Q2に演習科目が置かれていないため、全学のキャリアサポートプログラムの利用をどのように促すかという課題があったが、これについては、2年次生以上を対象とする法律学科科目の授業等でアナウンスするなど、各教員の協力のもと、学生へのプログラム参加促進に努めた。また、Q4の「ミドル演習B」の一環として、名古屋市提供による社会保険労務士の出前講座（飛田あゆみ氏「キャリアを考えよう」2018年12月5日）の受講を求めた。

3年次生については、法学部独自の特別なキャリア教育プログラムは実施しておらず、Q1・Q2には、法律学科科目の授業等を通じて、また、Q3の「アドバンスト演習A」やQ4の「アドバンスト演習B」を通じて、各種ガイダンスに関する案内を適宜行っている。

法学部では、クォーター制導入にともなうミドル演習（2年次生向け）・アドバンスト演習（3年次生向け）の開講期変更の結果、2～3年次生に対し、Q1・Q2におけるキャリアサポートプログラムへの参加を演習担当教員が演習を通じて直接促すことができず、学生への周知が徹底できないのではないかという懸念が昨年度から指摘されていたが、前述のように、Q1・Q2に開講されている学科科目の授業担当者からの呼びかけという方法を本年度も採ることで、懸念される問題を回避した。

また、1年次生対象のキャリア教育の全体講義と2年次生対象の社労士講演会については、参加者の提出課題をベーシック演習ないしミドル演習の各担当教員にフィードバックし、学生指導の参考にできる状況が作られている。

③に関して、「ミドル演習A・B・C」・「アドバンスト演習A・B・C」の開講期は、それぞれの年次のQ3・Q4と次年度のQ1に跨っている。学生数と履修登録者数を比較すると、2年次生301名、3年次生数321名（2018年5月1日現在）に対し、ミドル演習〔2年次対象・3単位〕23クラスの合計履修登録者数は296名、アドバンスト演習〔3年次対象・3単位〕21クラスの合計履修登録者数は263名であった。ミドル演習は、ほとんどの学生が履修していることがわかるが、アドバンスト演習の登録率については、例年より低くなっている。本年度活動計画のa)およびb)について実施状況を検証した結果、2年次のQ1・Q2に週1回の演習がない空白の時期があるのは、学生指導上好ましくないこと、そして、4年次のQ1開講のアドバンスト演習Cの受講と就職活動の両立が難しく、授業運営に支障が生じていることから、これらの問題への対応が急がれると認められた。問題を解決すべく法学部自己点検・評価委員会において議論が積み重ねられ、次のような結論に至った。指導教員が学生の様子を把握し、適宜に指導するには、クォーター制導入以前におこなっていたように、各年次で1年を通した演習開講が適切であるとして、2020年度カリキュラム変更に向けて調整すること、2019年度は一先ず合計3単位のまま、ミドル演習・アドバン

スト演習の開講期を1クォーターずつ前倒しすることで、a)の空白の時期を縮減し、b)の問題を回避することが決定された。なお、4年次秋学期に開講される「法学演習Ⅰ・Ⅱ」については、2018年5月1日現在4年次生284名・在留者52名に対し、「法学演習AⅠ・AⅡ」（私法系）・「法学演習BⅠ・BⅡ」（公法系）は合わせて16クラスと昨年度より開講クラスが増えたものの、その履修登録者数は86名と横ばいであった。「卒業論文演習Ⅰ・Ⅱ」については各6クラス開講され、その履修登録者は34名（うち卒業論文提出者は11名）であり、2017年度より登録者数、卒業論文提出者数が増加している。次年度以降も、上記各演習の実施状況の検証を引き続きおこなうとともに、必要に応じた適宜の改善を図ることとする。

演習関連で今後導入されるものとして、学生セミナー室がある。全学の方針で、1学年分の机椅子が置かれた学生セミナー室が各学部割り当てられることが決定されたが、法学部においては、議論の結果、2019年度についてはミドル演習・アドバンスト演習の2学年に学生セミナー室を割り当てることとし（各学生セミナー室につき3クラスの割当て）、2019年9月より利用を開始することとなった。学生セミナー室の利用対象や運用方法に関しては、2019年度の実施状況の検証を踏まえ、よりよい学習環境の整備のため、適宜見直しが図られることとなろう。

2. クォーター制度導入に伴って新設された科目群関連の課題

①「海外法文化研修」

2018年度は第3回研修をQ2に実施した。本年度は、オーストラリアのマッコーリー大学に加え、カナダのカルガリー大学での研修が開始された。マッコーリー大学での研修には学生13名が参加し、その後の成果報告会で、全体での討論や参加学生からフィードバックを得る機会が設けられた。カルガリー大学での研修には学生13名が参加し、研修の様子を視察した本学教員らによると、非常に内容が充実していたと報告されている。しかし、2019年度については学生の申込総数が減少し、カナダ・韓国は実施せず、オーストラリアのマッコーリー大学での研修（14名参加予定）のみが実施される予定である。

②「プロジェクト研究」・「法務研究」

2年次以降のQ2での自主的学習を促進することを目的とし、学年横断的に実施される少人数授業が、「プロジェクト研究」と「法務研究」である。「

プロジェクト研究」では、受講生が関心のある専門分野についてより深く掘り下げて学ぶことを可能にする少人数教育が目指された。学生が主体的に学ぶ姿勢を身につけることができるとして、効果的な側面が実証されている一方、ミドル演習やアドバンスト演習といった、従来の演習での指導教員と指導学生という関係ではないため、ミドル演習・アドバンスト演習が開講されない時期にその代わりを担うことはできなかった。2019年度演習全般の開講期改変に伴い、プロジェクト研究は開講数を減らし、Q2に限定しない形で行われることとなる。

法科大学院と法学部との教育連携の一つとして、法科大学院への進学希望者を主な対象として設置された「法務研究」は、本年度も憲法・民法・刑法の3クラスが開講された。法曹という進路を意識して学ぶ環境を提供することの重要性から、より強固に法科大学院との連携を図るべく、「司法特修コース」の設置、その枠組みや規約の策定が行われた。これらは2019年度入学生より適用されることになる。

3. 法学会関連の活動

2018年度法学部FD活動方針において、(法学部ゼミナール委員会の活動を除く)法学会関連の課題については、「法学会が教員および学生の研究を促進する目的で組織されていることから、その本来の目的を確実に実現すべく、予定された諸活動を実施する(各種施設参観、外部識者を講師とする講演会、懸賞論文の募集など)」とされていた。

この方針に基づき、以下のような学問的・教育的活動を実施し、学生の学習インセンティブの触発を図った。

① 前年度の成績優秀者を対象として、学部長表彰と懇親会を開催し、被表彰者から本学の教育等に関する意見および要望を聴取した(2018年6月6日)。

② 施設参観については、名古屋刑務所を除き、笠松女子刑務所(2018年5月23日、10名)、愛知県警察本部見学会(同日、8名)、名古屋税関・中部空港税関支署(2018年8月7日、31名)、名古屋少年鑑別所(2018年11月28日、11名)を実施した。

③ 法学会講演会として、春季には園尾隆司氏「裁判官の視点から見た法律学の面白さと法曹の世界」(2018年5月23日)を、秋季には杉尾みどり氏「市民一人ひとりのために～市政の一端で感じてきたこと」(2018年10月24日)を開催した。

④ 司法試験合格者祝賀会を開催し、合格者を祝福した(2018年9月21日)。

⑤ 司法試験合格者を囲む開催した(2019年3月19日)。

⑥ 法学検定試験成績優秀者褒賞会がおこなわれ、15名を優秀者として称えた(2019年2月4日)。

⑦ 学部学生および大学院生を対象に懸賞論文を募集したところ、2017年度(5編)より微増し、6編の応募があった。審査の結果の公表および表彰は、後述の法学部卒業記念パーティーの場でおこなわれた。

4. 法学部ゼミナール委員会活動関連の活動

2018年度法学部活動方針において、法学部ゼミナール委員会活動支援関連の課題としては、「ゼミナール委員会活動に対して適切で効果的な指導を行い、学生の主体的組織的な教育活動を育成支援する(サマーセミナー、機関誌『法友南山』の編集・発行、卒業記念パーティー、新入生歓迎会など)」とされていた。

この方針に基づき、学生の主体的・組織的な活動を、以下の通り支援・促進した。

① 学生による研究発表および学生と教員との親睦の機会として、例年通り、法学部サマ

ーセミナーを実施した。参加学生数は75名であった(2018年9月6日～7日、神言会多治見修道院研修センター)。

② 法学部ゼミナール委員会機関誌『法友南山』38号を発行した(2019年3月)。ゼミナール委員会の活動内容を報告するとともに、ゼミ紹介や法学会懸賞論文の審査結果、その他法学部学生の関心事項を掲載することで、学生の交流と学習意欲の促進が図られた。

③ 卒業パーティーがゼミナール委員会の運営により例年通り実施され、卒業予定者と教員との懇親の場が持たれた(2018年3月19日)。上記懸賞論文の表彰のほか、成績優秀者10名に対する法学会賞も授与された。

④ 2019年度新入生歓迎交流会が開催され、新入生、在学生および教員との親睦を図った(2019年3月31日、BISTRO CEZARS)。

5. FD 企画等の活動

2018年度活動方針において、FD 企画等の活動の課題としては、「全学FD 委員会および法学部自己点検・評価委員会の活動を踏まえて、法学部のFD 研修会を企画実施する。全学FD 委員会主催または他学部主催のFD 研修会・講演会についても、FD 委員より積極的にアナウンスを行い、参加者を募ることとする。さらに、必要に応じて専任教員の教育力向上に資する支援・促進活動を行う。日常的授業参観は、実際に参観する教員が極めて少ないという現状を教員間で共有し、引き続き改善に努める。」とされていた。

この活動方針に基づいて、全学FD 企画「ラーニングアナリティクスに基づいたアクティブラーニングデザイン」(2018年11月21日)への参加を促した。法学部FD 研修会については、本年度は法学部として2回実施した他、法務研究科主催のFD 研修会(2018年10月30日、テーマ:「法科大学院における教育の改善に向けて」、講師:愛敬浩二氏(名古屋大学法科大学院長、榎本修氏(名古屋大学法科大学院実務家教員))への参加も促した。法学部FD 研修会の内容は、以下のとおりである。まず、第1回FD 研修会(2018年7月18日開催、テーマ:『法科大学院進学希望者に対する法科大学院と法学部の連携に関する調査報告書』について、報告者:佐藤勤教授(法学部法律学科長))には、法学部、法務研究科を合わせて25名の参加があった。第2回FD 研修会として、「内部質保証と南山大学―「内部質保証とは何か―」(第一部:「内部質保証」とは)を開催し(2019年3月11日、講師:吉田竹也氏(内部質保証推進委員会委員長)、菅原真氏(内部質保証推進委員会副委員長))、法学部および法務研究科教員26名、他学部他学科教員6名の参加があった。なお、引き続き行われた法務研究科主催の第二部では、南山大学での取組みについて菅原氏・吉田氏による解説および質疑応答がおこなわれた。

日常的授業参観については、参観された側に報告書の提出が求められることから、他の授業を参観したいと思っても、相手側にその負担をかけることで躊躇するとの声がある。より参観しやすい方法を提示されれば、参観は増加するのではないかと考えられる。

以上